

学校いじめ防止基本方針

2026. 4. 6 更新

香美町立射添小学校

いじめ対応の基本的な考え方

- (1) いじめは、人として決して許されない行為である。
しかし、どの学級にも、どの学校にも起こりうる。
- (2) 教師個人が抱え込まず、学校全体で組織的に取り組む。
いじめ対応チーム(生活指導委員会)を毎月定期開催。
家庭・地域、関係機関と一体となって継続的に取り組む。
- (3) いじめが深刻化してからの対応でなく、
 - * いじめが発生しない土壌づくり(未然防止)。
 - * 早期発見と早期対応に重点的に取り組む。

いじめとは

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法より）

たとえば・・・

- 暴力⇒「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」など
- ことば⇒「からかう」「ばかにする」「いやなあだ名で呼ぶ」「かげ口を言う」「ネットに書き込む」など
- 無視⇒「無視する」「仲間はずれにする」など
- 物やお金⇒「物をかくす・とる・こわす」「人の物に落書き」「お金や物を要求」など

未然防止(いじめを生まない土壌づくり)①

(好ましい人間関係・豊かな心の育成)

教育活動の充実

1 ふるさと教育の充実【ふるさとを知る】

ふるさとに愛着と誇りを持つ

2 少人数の利点を生かした教育活動

【学力や学習意欲の向上】

【学校間スーパー連携チャレンジ】

【縦割り活動(異年齢交流)で

思いやりとリーダー性の育成】

【併設幼稚園との連携】

相手を思いやる人間関係
成就感、達成感
自己有用感、自尊感情

3 インクルーシブの視点での教育活動

共に生きる力

未然防止(いじめを生まない土壌づくり)②

(好ましい人間関係・豊かな心の育成)

認識の共有 「どの学級にも、どの学校にも起こりうる」

- * 子ども達、学級の様子を知る (教職員の感性)
 - ・・・子どもと遊ぶ・会話する(共感)、教師間の引継ぎ
- * 認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり、授業づくり (創意工夫)
 - ・・・関わりを深める授業の工夫、体験活動や特別活動の充実
- * 命や人権を尊重し、豊かな心の育成 (教職員の人権感覚)
 - ・・・人権教育・道徳教育の充実、読書・読み聞かせ
- * 保護者・地域への働きかけ (大人の一言)
 - ・・・PTA総会・研修会・活動、学校・学年通信・HP 等

早期発見するために

(1) 日常の取り組み

- ・日常の観察
(登校の様子・挨拶・返事・顔色・視線・声の様子・遊び集団など)
- ・日記の提出と教師のコメント
- ・担任・教師からの声かけ

多様なアンテナでキャッチ

(2) 定期的に、必要に応じ

- ・生活実態アンケート・いじめアンケート・教育相談・個人面談
- ・児童や保護者からの訴え等(随時対応)
- ・スマホ保有・使用に関する調査

子ども・保護者との信頼関係の構築

早期対応するために

※ 報告・連絡・相談 → 情報の共有 → 組織で対応

(いじめを認知したら)

- ・担任・生徒指導担当・管理職に報告
- ・情報収集と事実確認
- ・緊急対策会議の招集、指導方針・対応方法の決定(複数で対応)
- ・保護者への丁寧な報告(学校で面談等)
- ・教育委員会等へ連絡(随時)
- ・時系列で記録
- ・重大事案については警察等の関係機関と連携

組織で素早く動く

組織的対応について

《いじめ対応チームの構成員》

いじめ対応チーム(毎月定期開催)

校長 教頭

生活指導部 養護教諭

(生活指導委員会)

いじめ認知

いじめ緊急対策会議

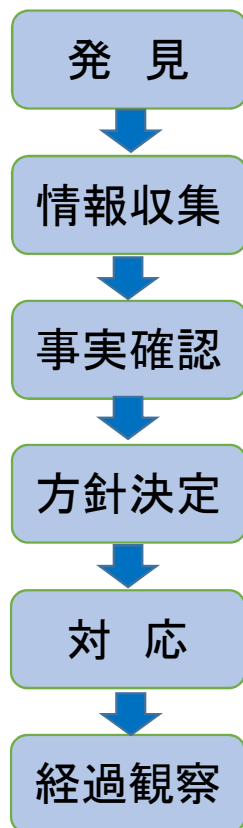
校長 教頭 生活指導部

養護教諭 **関係学年担任**

スクールカウンセラー

関係機関(教委、PTA、警察 等)

対応の流れ



日常の観察・日記・アンケート・教育相談・個人面談
訴え(児童・保護者)等の情報

情報を得た職員 ⇒ 担任 ⇒ 生活指導担当・教頭 ⇒ 校長

《校長が緊急対策会議の招集》

- ① 報告・共通理解 ⇒ ② 調査方針・分担決定 ⇒
③ 調査班の編成 ⇒ ④ 事実関係の把握・報告(認知) ⇒
⑤ 指導方針の決定、指導体制・対応班の編成

保護者
(適宜)

教育
委員会

いじめ解消に向けた指導

重大事態

警察・関係機関
(豊岡子ども家庭センター・
香美町役場福祉課等)

継続指導と経過観察

解消 ⇒ 再発防止・未然防止活動